資料１

「これまでの福祉のまちづくりの進展を踏まえたより望ましい整備等の

方向性について」検討概要

１　アクセシビリティ・ガイドラインの策定や国の建築設計標準等の見直し

・アクセシビリティ・ガイドラインは、東京2020大会のための基準であり、適用範囲も大会会場やアクセシブルルートに限定されている。

・しかし、基準の一部には、これまでの福祉のまちづくり条例に基づく整備

基準や施設整備マニュアルにはない視点を盛り込んでおり、高齢者や障害

者等を含めたすべての人の社会参加をより一層推進するため、こうした視点

等の取扱いについて検討する必要がある。

２　高齢者や障害者など当事者による施設等の点検

・だれもが使いやすい施設等を整備するため、福祉のまちづくり条例等に基づき整備基準を定めている。

・その上で、例えば、東京2020大会における都立競技施設において、アクセシビリティ・ガイドラインを適切に反映することに加えて、より一層利用者の目線に立った施設となるよう、障害者等の意見を聴取し、設計に反映する取組が行われている。

・当事者からの意見を踏まえながら、より使いやすい施設等を整備するこうした取組の推進について検討する必要がある。

３　整備基準の適切かつ迅速な弾力的運用

・福祉のまちづくり条例等では、敷地や建築物の形状等からやむを得ない事情がある場合については、整備基準の弾力的運用が規定されている。

・施設等の円滑な利用を確保するため、整備に当たっては基準の遵守を基本としつつ、必要な場合に区市町村が適正かつ迅速に弾力的運用を行えるよう、実情等を踏まえながら検討する必要がある。